

文教福祉委員会会議録

1 日 時 令和7年6月19日（木曜日）

開会 午前11時26分

閉会 午後 0時15分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出 席)	委員長	溝 手 宣 良	副委員長	山 名 正 晃
	委 員	小 野 耕 作	委 員	仁 熊 進
	〃	萱 野 哲 也	〃	村 木 理 英
	〃	頓 宮 美津子		

(欠 席) なし

(その他出席者) なし

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 原 純	同次長	日 笠 哲 宏
同主幹	関 藤 克 城	同主幹	岩 佐 知 美

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
総合政策部長	入 野 史 也	政策調整課長	林 啓 真 二 里
総務部長	内 田 和 弘	財政課長	岡 真 之
文化スポーツ部長	柚 木 均	スポーツ振興課長	渡 辺 真 子
文化芸術課長	弓 取 佐知子	保健福祉部長	横 田 優 子
保健福祉部参与	白 神 洋	福祉課長	小 野 玲 子
こども課長	木 田 美 和	長寿介護課長	岡 本 紀 真
教育長	久 山 延 司	教育部長	江 口 弓 俊
教育総務課長	藤 原 直 樹	学校教育課長	村 山 隆 之
学校教育課主幹	伊 藤 隆 広	こども夢づくり課長	大 西 隆

6 付議事件及びその結果

別紙のとおり

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

開会 午前11時26分

○溝手宣良委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、承認第5号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度総社市一般会計補正予算（第10号））のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○岡 真里財政課長 承認第5号 専決処分の承認を求めるについて御説明申し上げます。

この専決処分は、令和6年度総社市一般会計補正予算（第10号）であり、早急に補正予算を定める必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき、令和7年3月31日に専決処分をしたものでございます。

それでは、本委員会の所管に属する部分につきまして歳入から事項別明細書により御説明いたしますので、予算書の16ページ、17ページを御覧ください。

第18款寄附金、第1項寄附金、第3目民生費寄附金につきましては、「子育て王国そうじや」に對して頂戴した御寄附534万1,000円でございます。

第22款市債、第1項市債のうち本委員会の所管に属するものは、第3目民生債と第10目教育債の減額で、各施設のLED化事業や放課後児童クラブ整備事業の起債対象事業費の確定により減額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、18ページ、19ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、第24節積立金のうち、説明欄一番上、子育て王国そうじや基金積立金534万1,000円につきましては、歳入で御説明いたしました寄附金を積み立てるものでございます。

続きまして、第2条繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページを御覧ください。

第2表1、繰越明許費補正（追加）でございますが、第10款教育費、第2項小学校費、小学校施設修繕事業につきましては、阿曽小学校の給食コンテナ室のシャッター修繕について、部品の調達に不測の日数を要し、年度内完了が困難となつたため、繰越明許の措置により翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、参考資料といたしまして、予算書の最後に繰越予定事業明細書を添付しております。

続きまして、第3条地方債の補正について御説明いたしますので、6ページ、7ページを御覧ください。

第3表地方債補正（変更）のうち本委員会の所管に属するものは、2行目、老人福祉施設整備事業とその下の児童福祉施設整備事業、下から6行目の小学校施設整備事業から一番下の体育施設整

備事業まで、歳入で御説明いたしましたとおり、市債を減額したことに伴い、その限度額を変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については、承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は承認すべきであると決定されました。

次に、議案第38号 総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 それでは、議案第38号 総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について御説明いたします。

これは、総社東小学校区放課後児童クラブの増設に伴い、定員の改正を行うものでございます。

増設部分は、1部屋50人定員の2階建てで、定員が100名増加し、合計150人としております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 これ、条例改正ということで出していただきました。これを超えて、定員を超えて受け入れると駄目なんですか。何でここ、総社東小学校だけなの。ほかのところもあつたりしますよね。ほかのところなんかも、総社小学校は大丈夫なのかな。常盤小学校なんかも130人定員ですけれども、条例上はですよ。だけれども、もう既に超えて受け入れてるじゃないですか。じゃあ、何でそこ、しないんですか。何で今回、総社東小学校区だけなんでしょうか。そのあたりの整

合性、ほかのところもありますよね。総社中央小学校区は定員80人ですけども、80人以上受け入れますよね。それ、条例を、じゃあほかは変えなくて、今回ここだけという、その条例との整合性はどのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

現在、条例のほうで定めております定員というのが、想定している施設、設備に対する人員の定員というのを定めております。現在、その定員を超えて運営をしております放課後児童クラブも実際にございます。こちらは、例えば臨時的に学校の1施設、空いている部屋をお借りして、その人数を受け入れができるというような形で運営のほうをしております。今回の総社東小学校の条例改正につきましては、今建設中の施設が完成した暁に、その施設内で150名の定員を受け入れができるという状況で定めているものでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。この条例は公布の日から施行するということなんんですけど、公布はいつでしょうか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の再度の御質問にお答えをいたします。

この議会の最終日に公布としたいと思っております。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 公布がその日ということは、今言うように施設がでけて受け入れる体制ができるということですね。今言うと、そういうことですね。体制としては、こういう条例改正を何で出したんだといったら、施設が受け入れる人数を基に150人にしたということだったら、その日に施設がもう完成して受け入れる体制ができたという認識でいいんですよね、公布ということ。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

完成は6月末を予定しております。ただ、そこから受入れ等の準備期間も必要になるかと思います。ただ、完成した暁には速やかに、定員に対する支援員の数等も必要なんですが、条例に沿って受入れができるという状況を整えたいという思いで、今回こちらに出させていただいております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 教育部長。

○江口真弓教育部長 少し補足です。条例改正は、建物のハード面が完成したということで、150人受け入れる器ができますという条例は公布させていただきますが、今、課長も説明しましたように、取りあえず今、仮の教室を借りてやっているものを速やかに準備ができ次第移っていただきます。ということで、まだ150人にはその段階では達しません。じゃあ、追加で募集して150人

にすぐするのかということは、今年度中につきましては追加の募集をせずに、支援員の確保に努め、準備が受入れのほうの体制として整い次第、150人まで徐々に増やしていくというつもりでございます。

以上でございます。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、私から。

すみません、今の教育部長の御答弁で、箱ができる、すぐにではなくて、次、支援員の確保等も含めてとおっしゃったけど、質疑のときには今の人数、支援員の人数でもこの150人は受け入れが可能だというふうな答弁がなされたと思います。それは、どのようにお考えなんですか。これよりもプラス何十人程度は支援員、何十人なのか何人なのか分かりませんけど、確保しないとやはりやっていけないというふうには思ってらっしゃって、その見通しは立っているということでいいんですか。

教育部長。

○江口真弓教育部長 すみません、質疑のときにお答えしましたのは、国の補助基準に照らし合わせますと支援員の数は確保できるということにはなるんですが、実際、子どもを安全・安心な状態で支援していくという体制を整えるには、やはり支援員の方の御経験ですとか、そういったクラブ運営委員会側でこれなら受け入れるというふうに思っている支援員の数を確保しないと、今受けている子の移動はできますが、さらに高学年へ増やして150人を一気に見ますという体制はなかなか取れないということで、支援員の教育と確保が整い次第、順次受け入れの子どもの数を増やしていく、そういうことで考えております。

以上です。

○溝手宣良委員長 すみません、引き続き私より。なので、たまたまですけど先ほど所管事務調査があって、この放課後児童クラブについて6年生まで受け入れるという方針が市長からも示されたところでございますが、その上で、指定管理のちょうど移行期間です。そのことも含めて、これはもうスムーズに進む予定なんですかね。キャパシティが急に変わる、支援員の確保も今現在でできていない、ですがヒアリングをしたら、例えば今このまま大丈夫だといって指定管理が継続されるとか、それが分からない、無理だから民間委託を考えるとか、その判断、ここがちょっと難しいことになりますか。

教育部長。

○江口真弓教育部長 委員長おっしゃるとおり、150人の箱ができたんですからすぐ150人入れてほしい、5、6年生まで拡大してほしいというふうに市のほうとしても意向はございますが、実際、現場で運営している支援員の方の経験ですとかやり方をしっかりとやっていかなければ、安全・安心に受け入れる体制が整わなければ、市としても強引に6年生までの人数を入れなさいというふうな

ことでお願いはなかなかできないと考えております。ただ、運営委員会の継続、令和8年度以降の継続の意向をお聞きした際には、そこはしっかりと、施設ができたのであるから支援員も確保しながらしっかりとやっていきたいと思いますというふうなクラブの御意向は承っているところでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 じゃあ、もう一度だけ。今回、この議案に対する質疑なのでどの程度突っ込んでいいのか分かりませんけれど、その体制が落ち着かない、先行きが正直見通せない中で指定管理の更新を迎えるので、今の状態で、まだやっていないのにやりたいからで本当に大丈夫かという心配がございます。なので、そういうことも含めて今まで所管事務調査で本当にこの方法でいいのかということも検討されてきたんだと思うので、ここが始まったときに、ほらやっぱりねということにならないようにだけは頑張っていただきたいというふうに思いますので、私も今、言い方に非常に悩んでおりますが、よろしくお願ひしますとどめます。

教育部長。

○江口真弓教育部長 委員長からのお言葉をしっかりと受け止めて、市としましてもクラブと連携、情報共有をしっかりとしながら、支援員の確保等、指導できるところ、協力できるところをしながら、150人の体制、6年生までの拡大、それに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第39号 総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 議案第39号 総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部改正につきまして御説明いたします。

この条例改正につきましては、内閣府令により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、本市における家庭的保育事業等と保育所等との連携に関する基準を改める必要が生じたため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正前後表を御覧ください。

主な改正内容でございますけれども、第7条におきまして、家庭的保育事業等における連携施設の確保に係る要件を緩和等するものでございます。まず、第2項では、保育内容支援に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合に連携施設を確保しないことができる緩和要件を新たに設けるもので、第3項では、その要件に係る保育内容支援連携協力者の内容を定義しようとするものでございます。第4項では、代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合に連携施設を確保しないことができる緩和要件の内容を一部修正しようとするもので、第5項では、その要件に係る代替保育連携協力者の内容を定義しようとするものでございます。

また、附則の第4項におきましては、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を10年から15年に延長する改正でございます。

改正附則でございますけれども、第1項で、この条例は公布の日から施行することとし、第2項では、改正後の第7条の規定は令和7年4月1日から適用することとしております。

ちなみに、市内にございます家庭的保育事業等を実施する事業所は4事業所ございますが、4事業所全てで連携施設の確保ができる状況でございます。

議案第39号につきましては以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第40号 総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 議案第40号 総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして御説明いたします。

この条例改正につきましては、内閣府令により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、本市における特定地域型保育事業者と特定教育・保育施設等との連携に関する基準を改める必要が生じたため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正前後表を御覧ください。

主な改正内容でございますけれども、第43条におきまして、特定地域型保育事業者における連携施設の確保に係る要件を先ほどの議案第39号と同様に緩和等するものでございます。第2項、第3項では、保育内容支援に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合に保育内容支援連携協力者による連携施設を確保しないことができる緩和要件を新たに設けるもので、第4項、第5項では、代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合に連携施設を確保しないことができる緩和要件の内容を一部修正しようとするものでございます。

また、附則の第5項は、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を10年から15年に延長する改正でございまして、改正附則では第1項でこの条例は公布の日から施行することとし、第2項では改正後の第43条の規定は令和7年4月1日から適用することとしております。

ちなみに、こちらの市内で特定地域型保育事業を実施する事業所は議案第39号と同様の4事業所でございまして、4事業所全てで連携施設の確保ができる状況でございます。

議案第40号につきましては以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第42号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○小野玲子福祉課長 それでは、説明に入ります前に、調書の修正をお願いいたします。2箇所ございます。

1点目は、補正予算調書の7ページの中国残留邦人等の支援費の補正理由の説明欄の中国残留邦人の邦人の記載に誤りがございました。会社の法人になっていると思うんですけども、正しくは事業名にあるとおり日本人を示します邦人、連邦の邦という漢字に修正をお願いいたします。

続いて、2点目の修正です。補正の調書11ページをお開きください。

体育施設維持管理経費の補正理由の1行目、総社市スポーツセンターきびじアリーナ、メインアリーナ、サブアリーナ及び武道館の空調設置工事請負費等が「確定したため」と記載させていただいておりますが、正しくは総社市スポーツセンターきびじアリーナ、メインアリーナ、サブアリーナ及び武道館の空調設置工事請負費等が「基本設計に基づき算出されたため」であります。申し訳ありませんが修正をお願いいたします。

それでは、議案第42号……。

○溝手宣良委員長 もうちょっと待ってあげてください。

○小野玲子福祉課長（続） すみません。

○溝手宣良委員長 皆さん、訂正よろしいですか。

それでは、引き続きお願いいいたします。

○小野玲子福祉課長（続） それでは、議案第42号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会の所管に属する部分につきまして御説明させていただきます。

便宜歳出から御説明させていただきますので、予算書の12、13ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、第24節積立金100万円の増額は、高木聖雨先生からいただいた御寄附を高木聖鶴・聖雨基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、第5目障害福祉費、第12節委託料137万5,000円につきましては、障害福祉サービス等の報酬改定によるシステム改修委託料でございます。

続きまして、同款、第3項生活保護費、第1目生活保護総務費249万1,000円の増額につきましては、生活扶助基準の改定等に伴い、生活保護システム並びに中国残留邦人支援システムの改修委託料でございます。

続きまして、第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費の68万3,000円の増額につきましては、県からの委託事業であります登校支援員配置事業に係る委託金の増額に伴う支援員の報酬等の増額によるものでございます。

続きまして、予算書の14、15ページを御覧ください。

第10款教育費、第6項保健体育費、第3目体育施設費4億8,939万2,000円の増額につきましては、総社市スポーツセンターきびじアリーナ及び武道館の空調設備設置工事に関するもので、第12節委託料490万円の増額につきましては、工事監理業務委託料、総額1,637万9,000円のうち前金払い分3割相当額でございます。次の第14節工事請負費4億7,500万円の増額につきましては、空調設備設置工事費11億8,767万円のうち前金払い分4割相当額でございます。次の第21節補償、補填及び賠償金949万2,000円の増額につきましては、令和7年11月から令和8年3月までの工事期間の施設休止に伴う指定管理者への補償費でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 次に、歳入について御説明いたしますので、10ページ、11ページにお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目民生費国庫補助金及び第16款県支出金、第3項委託金、第10目教育費委託金につきましては、歳出で御説明いたしました事業への国、県からの支出金でございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、第10目教育費寄附金につきましては、書道振興指定寄附として高木聖雨様から頂戴した寄附金100万円でございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、第4節雑入のうち、説明欄二つ目、会計年度任用職員報酬返還金につきましては、令和6年度会計年度任用職員の給与の過大支給に係る返還金でございます。

第22款市債、第1項市債、第10目教育債の増額は、歳出で御説明いたしました、きびじアリーナ等空調設備設置に伴う起債でございます。

続きまして、第2条債務負担行為の補正について御説明いたしますので、4ページへお戻りください。

第2表債務負担行為補正（追加）につきましては、きびじアリーナ等空調設備設置工事の完成を令和8年度までとしていることから、それぞれ債務負担行為を設定し、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額をそれぞれ記載の額とし設定するものでございます。

続きまして、第3条地方債の補正につきまして御説明いたします。

第3表地方債補正（変更）につきましても、きびじアリーナ等空調設備設置工事に伴うもので、歳入予算の補正に伴い、市債の借入限度額を増額するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 予算調書の9ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費、不登校対策実践研究事業、これ、人数は変わらないけれども県の報酬が変わったために増額ですね。人数はそのままということですか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 順宮委員の御質問にお答えします。

人数は変わりません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 予算書の5、6、7ページで、第3款民生費、第3項生活保護費のことです……。

○溝手宣良委員長 すみません、萱野委員、ごめんなさい、予算調書ね。

○萱野哲也委員（続） 予算調書の5、6、7ページ。これ、電算システムの改修委託料というところなんですけれども、これはもうそもそもシステム改修というか、これはどこへ委託するんでしょうか。これってもうメーカーというか、決まってますよね。だから、もう結局はこれって委託先というのはある程度限られてるわけだと思うんですけども、この金額もどういうふうに出たのかということをお尋ねいたします。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

まず、調書5ページの障害福祉費のシステムのほうですけれども、こちらは業者のほうはOEC株式会社になります。システム導入の業者ですので、OEC株式会社のほうにメンテナンス等も含めて今もずっと継続して見てもらっていますので、OEC株式会社のほうに委託をしています。

それから、生活保護費に関して、中国残留邦人も含めまして、こちらもシステム導入をしております。こちらが北日本コンピューターサービス株式会社というところに委託予定でございます。

内容につきましては、全国統一のシステムですので、パッケージの料金になっております。

以上です。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 すみません、全国統一ということで、結局もうここにしか、導入時のOEC株式会社と北日本コンピューターサービス株式会社にしかお任せできないよということで、これはパッケージというか、その妥当性というのが分からぬ。パッケージという、最初からもうこういうもんですよということから決めてるのなんですか。だから、導入時の段階で、パッケージって今言われましたよね。だから、今後こういう、何かあるんでしきうね。細々、改修時にはこうなりますよ、こうなりますよというものがもう導入時から決まってて、今回この金額というものが今ここに挙げられているという認識なんですか。この妥当性が分からないんですけど。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

具体的な内容で言いますと、生活保護のほうは今まで臨時的な加算が1,000円についていたものが1,500円というふうに加算額が上がるるので、システムの中の金額が500円上がるというところを業者の方に調整していただいて、全ての生活保護者の方に500円、保護費が上がるというようなシステムに改修していただくというようなことになっています。もう決まった業者の導入時からのシステムですので、ほかの業者に依頼するのは難しい状況でございます。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりますよ。内容をどうするのかって、1,000円を1,500円にするって、簡単に言えばエクセルの数字を変えて電算システムが出やすくするということは分かるんですけど、これの金額の妥当性。導入時、おっしゃるとおりOEC株式会社に頼んだらもうOEC株式会社にしかできないのは分かるんです。北日本コンピューターサービス株式会社ですか、そこにお願いすりやあ、それ、お願いできるんですけど、これって見積りも競争でできないじゃないですか。だったら、この金額の妥当性というのは、もう言いなりでしかないということなんですか。この金額の妥当性というのは、いやいや、向こうが出されたものを、じゃあこちらでもう精査しましたよって。じゃあ、どういうふうにこの妥当性というものを出されているのかをお尋ねしてるんです。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

先ほどから申し上げておりますように、全国で統一のシステムですので、それぞれ何社か地域によって担当している業者は違いますけれども、国の補助基準も、率も決まっておりますので、大きくかけ離れるものではないと私たちも認識しているところでございます。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 私だけですか。今の説明で御理解された人がいるんでしょうか。ちょっと分からぬ。だから、当局としてこの数字を出すということは、これに妥当性があつて我々に諮詢てるわけじゃないですか。それについて責任を持った数字を出していただくんだったら、それまでの数字を出す、だから向こうが言ってきたものをそのまま挙げられてるんじゃあ何もないじゃないですか。伝書鳩みたいなもんで、当局としてもこの数字というのは整理ができたのかどうなのか。言われたものじゃ駄目でしょって。なので、そこらの経緯というか、お考えをお尋ねいたします。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 担当課としましても、出てきた見積りについては業者の方から積算内容ですかというような説明も受けておりますし、作業内容も確認しながらしておりますので、妥当な金額だと認識しております。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 1件教えてください。第10款教育費、第6項保健体育費、第3目体育施設費、体育施設維持管理経費、これ、きびじアリーナなんですけど、予算の総額が12億1,979万9,000円となつてはいる。当初、最初の頃、メインアリーナで7億円、8億円だというお話があつたと思うんですけど、メインアリーナとサブアリーナと武道館の内訳が分かれば教えてください。

○溝手宣良委員長 スポーツ振興課長。

隣の方とマイクを変えてみていただけますか、すみません。

暫時休憩します。

休憩 午後0時5分

再開 午後0時5分

○溝手宣良委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

御答弁願います。

スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 工事費総額11億8,760万円の内訳につきましては、メインアリーナが7億9,910万6,000円、サブアリーナが2億1,564万4,000円、武道館が1億7,292万円でございます。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 ありがとうございます。私、今12億1,979万9,000円と言つたのは、補償費1,575万円も含めての話なんですけども、この補償費というの何かあまり関係ないですか。

○溝手宣良委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 今回の空調設置工事全体に関してでありますと、工事監理費、工事監理委託料、それから工事請負費で、併せて工事期間中の休業補償というものを合わせて、今、12億円という形にさせていただいています。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 調書の11ページですので、先ほど言われた村木委員と同じところなんですが、ここ、基本設計計画があつて、昨年の12月でしたかね、そこでなつたわけで、今このタイミングでこういう、何をつけるかというのが決まりました。その基本設計からここまで空調が決まったという経緯を教えていただきたいというところと、質疑の中でもありました、我々の委員会に対しての報告というのがなかつたというところで、そのところの理由というのも併せて教えてください。

○溝手宣良委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 すみません、途中経過で、選定のところで御報告ができていなかつたのは申し訳ありませんでした。

選定した方式につきましては、追加でお配りをさせていただいた図面と併せて見ていただけたら

と思います。

まず、サブアリーナ、それから武道館、ここのコート部分、それからメインアリーナ、サブアリーナ、武道館の観客席、こちらにつきましては対流式と言われる方式を採用しております。これは、普通のエアコンという、空気によって室内の温度を設定するようなものになります。

メインアリーナのコート面、こちらにつきましては壁輻射という方式を、輻射式の空調設備というものを選定いたしました。基本的には、体育施設でもありますので、競技への影響というものを一番に考えて選定しております。特にバドミントンとか卓球と言われるものは、通常の対流式の空調であると競技に影響が出るというところで、この壁輻射というものを採用してるんですけども、サブアリーナと武道館につきましては、壁輻射の方式を採用するとコート部の外の壁面から50cm程度パネルを置くので厚みが出るようになります。そうしたときに、サブアリーナと武道館についてはコート外の余裕の部分がなくて、どうしても対流式を選定せざるを得なかつたというところになります。

以上です。

○溝手宣良委員長 質問者は報告がなかったことの理由を尋ねておりましたので、報告がなかったことの理由をお答えください。

スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 すみません、もう報告を忘れておりました。申し訳ありませんでした。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

すみません、ないようでしたら私より。

壁輻射式にしなければならないとか対流式でよいとか、そういう説明をいただきましたが、要はどちらを選べばどれがどれだけの金額だったのかという説明はなかったように思うんですが、メインアリーナに対流式だったらどれくらいかかったんですか。それとか、ほかにはもう全然検討した機種というのはなかったんですか。その金額の提示がなければ、どれだけこれがこうだ、ああだと言われても比較の対象にならないというふうに思うんですが、もう予算が決まってるから、ある程度認めてもらってるから、その範囲内であればもういいだろうという判断をされたという認識でよいですか。

スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 メインアリーナの空調方式を選定するに当たっては、設計の段階で3パターン比較検討しております。一つは、サブアリーナ、武道館と同じような対流式という空調設置方式、それからもう一つが対流式と4面、今、予算計上させていただいているのは、壁、東西南北4面にパネルを置く4面輻射、4面に輻射パネルを置くパターンなんですが、もう一つの検討としては対流式に2面の輻射パネルというものと、今回の4面輻射、4面パネル設置という3パターンで比較をさせていただいております。工事費の金額で比較しますと、サブアリーナとか武道

館と同じような対流方式を選定した場合には5億1,600万円、それから対流式と2面輻射の場合は7億2,000万円ぐらいで、4面輻射、今回の分については7億9,900万円というところで比較した上で、メインアリーナについてはやはり競技への影響というのを第一に考えまして、4面の輻射パネルというものを選定したところでございます。競技というのが、バドミントンと卓球というものへの影響というところで選定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 委員長として申し上げます。

このことについて、今までに説明がなかったことは失念をしていたということなんですが、この状態でこの金額を出されて、はい、検討してくださいというのは不誠実だなというふうに感じております。今後こういったことがないように、大きな予算を使って行う事業ですから、我々もきちんと精査する責任があります。その責任が正直この状態では果たせないと感じます。このようなことが今後ないように、きちんとそのような検討をしたというのであれば、そういった検討したことちやんと資料として示していただきたい。その上で、これが最適だったかどうかの判断をされるということだと思います。これだけ出されて、これで判断しろというのは不誠実と感じますので、繰り返しになりますが、今後そういったことがないように御注意いただきたいと思います。

それでは、他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、以上をもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後 0 時15分